

扶桑町議会議案第 58 号

扶桑町消防団条例の一部を改正する条例について

扶桑町消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

消防団の本部付団員を増員するため、条例を改正したいので提案します。

扶桑町消防団条例の一部を改正する条例

扶桑町消防団条例（昭和 3 7 年扶桑町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「6 8 人」を「7 3 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

扶桑町消防団条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(定員) 第4条 団員の定数は、<u>73人</u>とする。	(定員) 第4条 団員の定数は、<u>68人</u>とする。